【施設基準の届出について】

当院は令和８年６月の診療報酬改定に基づき、保険医療機関として以下の施設基準について地方厚生（支）局長へ届出を行っています。また、保険診療に関する事項を以下のとおり掲示しています。

○電子的歯科診療情報連携体制整備加算２
当院では、オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報などを診療に活用できる体制を整えています。また、届出区分に応じて、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスなど、医療 DX の推進に必要な体制を整備しています。マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

○歯科点数表の初診料の注１に規定する施設基準
当院では、歯科治療に使用する器具を患者さまごとに交換し、適切な洗浄・滅菌処理を行うなど、院内感染防止対策に取り組んでいます。院内感染防止対策に関する研修を受けた常勤の歯科医師を配置し、スタッフへの研修などを通じて、安全な診療環境の整備に努めています。

○口腔粘膜処置の施設基準
当院では、口腔内の軟組織の切開・止血・凝固・蒸散などを行うことができるレーザー機器を備え、口腔粘膜の処置を行っています。

○CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレーの施設基準
当院では、CAD／CAM 技術を用いて製作したかぶせ物や詰め物による治療に対応しています。CAD／CAM 装置を備えた歯科技工所と連携して治療を行います。保険適用となる部位や条件は、患者さまのお口の状態などによって異なります。

○レーザー機器加算
当院では、歯科治療に使用する所定のレーザー機器を備え、対象となる手術・処置を行うための体制を整えています。
○補綴物の維持管理
当院では、クラウン・ブリッジ維持管理料の届出を行っています。対象となるかぶせ物やブリッジについて、装着後２年間の維持管理を行います。対象となる補綴物や維持管理の内容については、装着時にご説明します。

○歯科技工士連携加算２
当院では、かぶせ物や入れ歯などの製作にあたり、院内の歯科技工士または連携する歯科技工所と協力し、色調や形態などの確認・調整を行っています。届出区分に応じて、対面または情報通信機器を用いた連携を行います。

○歯科外来・在宅ベースアップ評価料
当院では、継続的な賃金改善に取り組むため、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（1）の注５に規定する施設基準の届出を行っています。

○歯科技工所ベースアップ支援料
当院では、補綴物などの製作を委託している歯科技工所に所属する歯科技工士の賃金改善を支援するため、歯科技工所ベースアップ支援料の届出を行っています。
算定した支援料は、対象となる歯科技工所への委託費の増額に充てます。